

銚子市立銚子高等学校施設整備等事業
募集要項

【修正版】

平成 19 年 12 月 20 日
(平成 20 年 3 月 3 日修正)

銚 子 市

目 次

第1 募集要項の位置付け	1
第2 事業の概要	2
1. 事業名称	2
2. 事業に供される公共施設等の種類	2
3. 公共施設等の管理者の名称	2
4. 事業の目的	2
5. 事業方式	2
6. 事業範囲	2
7. 選定事業者の収入	4
8. 事業期間	4
9. 遵守すべき法令等	4
10. 地域経済の振興	4
第3 応募者に関する条件等	5
1. 応募者の定義	5
2. 応募者の参加要件	5
3. 構成員及び協力会社の資格要件	6
4. 構成員及び協力会社の制限	7
5. 参加資格確認基準日	8
第4 民間事業者の募集に関する事項	9
1. 民間事業者の募集及び選定の方法	9
2. 募集及び選定のスケジュール	9
3. 募集要項等に関する事項	9
(1) 資料説明会及び現地説明会	9
(2) 質問・意見の受付及び回答	10
4. 参加資格確認申請	11
(1) 参加資格確認申請時の受付	11
(2) 参加資格確認通知	11
5. 提出手続き等	11
(1) 提案書類の提出	11
(2) 費用の負担	11
(3) 著作権の帰属等	11
(4) 応募者の複数提案の禁止	12
(5) 提出書類の変更禁止	12
(6) 応募の辞退	12
6. 優先交渉権者の決定手続き等	12
(1) 審査委員会	12
(2) 提案内容に関するヒアリング等の実施	12

(3) 優先交渉権者の決定.....	13
(4) 審査講評の公表.....	13
7. 契約の手続き等	13
(1) 基本協定の締結.....	13
(2) 特別目的会社の設立.....	13
(3) 事業契約の締結.....	13
(4) 契約保証金	13
(5) その他	13
8. 提案価格について.....	14
9. サービス対価の支払いについて.....	15
(1) サービス対価の構成.....	15
(2) サービス対価の支払い方法.....	16
(3) サービス対価に係る消費税等の支払い方法.....	18
(4) 物価変動に伴う対価改定の考え方.....	18
10. 問い合わせ先	18

第1 募集要項の位置付け

この募集要項（以下「募集要項」という。）は、銚子市（以下「市」という。）が、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づき、平成19年12月19日に特定事業として選定した「銚子市立銚子高等学校施設整備等事業」（以下「本事業」という。）に係る公募型プロポーザルを実施するに当たり、本事業への参加を希望する者（以下「応募希望者」という。）に配布するものである。

別添の業務要求水準書、事業者決定基準、基本協定書（案）及び特定事業契約書（案）は、募集要項と一体のもの（以下「募集要項等」という。）とする。

なお、募集要項等と、募集要項等に先行して市が配布した実施方針、実施方針に関する質問に対する回答、業務要求水準書（案）業務要求水準書（案）に関する質問に対する回答、及び特定事業の選定との間に異なる点がある場合は、募集要項等の規定内容を優先するものとする。

また、募集要項等に記載がない事項については、実施方針、実施方針に関する質問に対する回答、業務要求水準書（案）及び業務要求水準書（案）に関する質問に対する回答によることとする。

第2 事業の概要

1. 事業名称

銚子市立銚子高等学校施設整備等事業

2. 事業に供される公共施設等の種類

校舎等施設（校舎、屋内運動場、グラウンド、駐車場等）

3. 公共施設等の管理者の名称

銚子市長 岡野 俊昭

4. 事業の目的

市は、平成15年10月に策定した「市立高等学校再編方針」により、市立銚子高等学校と市立銚子西高等学校を統合し、「銚子市立銚子高等学校」（以下「本高等学校」という。）を平成20年4月に開校する。本高等学校は、普通科、理数科、看護科・専攻科（5年一貫教育）の学科構成で、現在の市立銚子西高等学校の場所でスタートするが、統合する両校の特質を生かしながら、より良い教育環境を創出するため、平成22年7月までに新しい校舎等施設を整備することとし、現市立銚子高等学校の敷地及び近隣にある銚子警察署下の市有地を、整備予定地として選定した。なお、看護科に関しては、平成20年度以降、第1年次入学者の募集を停止することとした。

本高等学校では、多様な選択科目と少人数指導による単位制の導入、市内にある千葉科学大学との高大連携、土曜日の公開授業等による地域開放などにより、徳育・体育・知育と感性を磨き、進学に重きを置いた「特色ある学校づくり」、「開かれた学校づくり」をすすめている。

市は、本事業をPFI事業として実施することにより、民間事業者の能力を積極的に活用し、従来手法と比較して事業費の削減を図るとともに、「教育は人づくり」、「人づくりはまちづくり」の視点に立ち、「次代を担う、地域のリーダー」を世に送り出すべく、必要かつ十分な環境整備を実現することを目的としている。

5. 事業方式

選定事業者が本施設（校舎、屋内運動場、グラウンド、駐車場等。）及び第2グラウンド（合わせて、以下「本施設等」という。）の設計・整備等を行った後、市に所有権を移転し、維持管理業務を実施するBTO（Build Transfer and Operate）方式により実施する。

6. 事業範囲

選定事業者が実施する業務範囲の概要は、次のとおりとする。なお、具体的な業務の詳細については、業務要求水準書に示すとおりである。

(1) 本施設の設計・整備等業務

建設する施設の設計・整備業務

- ・ 事前調査業務及びその関連業務（市が提示した調査以外に選定事業者が必要とする調査を含む。）
- ・ 設計業務（基本設計及び実施設計）及びその関連業務
- ・ 建設工事業務及びその関連業務（グラウンド整備及び什器備品の一部整備業務を含む。）
- ・ 設計に伴う各種申請業務
- ・ 建設工事に伴う各種申請業務
- ・ 工事監理業務
- ・ 周辺家屋影響調査・対策業務
- ・ 電波障害調査・対策業務

改修活用施設（第1・第2実習棟）の改修業務

- ・ 改修活用施設の改修に係る設計業務（基本設計及び実施設計）及びその関連業務
- ・ 改修活用施設の改修業務及びその関連業務
- ・ 改修業務及びその関連業務に伴う各種申請業務
- ・ 工事監理業務
- ・ 周辺家屋影響調査・対策業務

解体等業務

- ・ 既存施設（第1・第2実習棟及び春台会館等を除く。）及びフェンス等一部工作物の解体業務
- ・ 解体により発生した廃棄物の処理業務
- ・ 解体跡地の整備業務
- ・ 記念碑の移設業務

既存備品等の保管・設置業務

- ・ 現市立銚子高等学校が所蔵しており、かつ、平成20年4月の本高等学校開校の際に、現市立銚子西高等学校への移転を行わない什器備品等（書籍、グランドピアノ等）を、整備期間中に一時保管し、本施設へ設置する。

(2) 第2グラウンド整備業務

銚子警察署下の市有地を活用し、野球練習場等を整備する。

(3) 市への所有権移転業務

選定事業者は、本施設等の整備完了後に完成検査等を行い、その所有権を市に一括して移転するものとする。

(4) 維持管理業務

- ・ 建築物維持管理業務（点検、保守、修繕等の実施。）
- ・ 設備維持管理業務（点検、保守、修繕等の実施。）
- ・ 外構施設等維持管理業務（点検、保守、修繕等の実施。）
- ・ 定期清掃業務
- ・ 環境衛生管理業務
- ・ 警備業務

なお、大規模修繕業務は、本事業の対象外とする。また、既存活用する施設に関する維持管理業務は、原則として本事業の対象外とする。詳細は、業務要求水準書を参照すること。

7. 選定事業者の収入

市は、本施設等の設計・整備等業務及び維持管理業務のサービス対価を、事業契約に基づき選定事業者に支払う。

なお、市は、設計・整備等業務のサービス対価の一部について、起債を充当して支払う。

具体的な支払い方法については、「第4 民間事業者の募集に関する事項 9. サービス対価の支払いについて」を参照すること。

8. 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約(本契約)締結日の翌日から平成42年7月までとする。なお、本施設等の維持管理期間は、平成22年8月から平成42年7月までの20年間とする。

9. 遵守すべき法令等

選定事業者は、本事業を実施するに当たり必要とされる関係法令（法律、政令、省令、条例及び規則）等を遵守するものとする。

10. 地域経済の振興

本事業の維持管理業務などの様々なサービス提供業務に当たって、選定事業者は、地元企業の育成や地域経済の振興にも配慮することが期待される。

第3 応募者に関する条件等

1. 応募者の定義

- (1) 応募者とは、本事業に係る業務に携わることを予定する複数の企業によって構成されるグループとする。
- (2) 構成員とは、応募者を構成する企業で、本事業を遂行する特別目的会社（以下「SPC」という。）に出資し、SPCから直接本件業務を受託する企業とする。
- (3) 協力会社とは、応募者を構成する構成員以外の企業で、SPCには出資せず、SPCから直接本件業務を受託する企業とする。

2. 応募者の参加要件

応募者は、本施設等を設計する企業（以下「設計企業」という。）、本施設等を建設する企業（以下「建設企業」という。）、本施設等の建設工事を監理する企業（以下「工事監理企業」という。）、本施設等の維持管理を行う企業（以下「維持管理企業」という。）を含むグループとする。

応募者は、次の要件を満たすこと。

- (1) 応募者は、参加表明書の提出時までには構成員の中から代表企業を一者選定し、必ず代表企業が応募グループを代表して応募手続きを行うこと。
- (2) 代表企業以外の構成員及び協力会社は、設計企業、建設企業、工事監理企業、維持管理企業、その他として、本事業に必要な業務を実施する。
- (3) 構成員及び協力会社並びにこれらの企業と資本関係若しくは人的関係面において関連のある者は、この事業に応募する他のグループの構成員又は協力会社となることはできない。ここでいう資本関係若しくは人的関係とは次のとおりである。

資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、会社的一方が会社更生法（平成14年12月法律第154号）第2条第7項に規定する更正会社又は民事再生法（平成11年12月法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア 会社法（平成17年7月法律第86号）第2条第4号及び同法施行規則（平成18年2月法務省令第12号）第3条の規定による親会社と同法第2条第3号及び同法施行規則第3条の規定による子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社において、会社更生法第67条第1項又は民事再

生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

- (4) 参加表明書により参加の意思を表明した応募者の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行い、市が承認した場合に限り変更を認める。

3. 構成員及び協力会社の資格要件

構成員及び協力会社は、本事業において行う予定の業務について、次の資格要件を満たしていなければならない。

なお、複数の業務についての要件を満たす企業は、当該複数の業務を実施することができることとする。

ただし、工事監理企業と建設企業は同一の企業であってはならない。資本面又は人事面において関連がある企業同士が実施する場合も同様（資本面又は人事面の定義は、「2. 応募者の参加要件」と同じ。）とする。

- (1) 設計企業は、次の要件を満たしていること。

市の入札参加業者資格者名簿に登録されていること。

建築士法（昭和25年5月 法律第202号）第23条の規定による一級建築士事務所の登録を行っていること。

学校教育法で定める学校（小学校・中学校・高等学校等で、公立・私立を問わない。）の施設設計業務に関し、過去10年（平成9年4月1日以降。）の間に、延床面積7,000㎡以上の実施設計業務完了実績を有すること。ただし、設計を担当する企業が複数である場合、一者が実績を有していれば、要件を満たしているものとする。

- (2) 工事監理企業は、次の要件を満たしていること。

市の入札参加業者資格者名簿に登録されていること。

建築士法第23条の規定による一級建築士事務所の登録を行っていること。

学校教育法で定める学校（小学校・中学校・高等学校等で、公立・私立を問わない。）の工事監理業務に関し、過去10年（平成9年4月1日以降。）の間に、延床面積7,000㎡以上の工事監理業務完了実績を有すること。ただし、工事監理を担当する企業が複数である場合、一者が実績を有していれば、要件を満たしているものとする。

- (3) 建設企業は、次の要件を満たしていること。

市の入札参加業者資格者名簿に登録されていること。

建設業法（昭和24年5月 法律第100号）第3条第1項の規定により、建築工事業、土木工事業、電気工事業及び管工事業の許可を有する者であること。建設を担当する企業が複数である場合、施工する企業がそれぞれ担当する業種の許可を受けていれば要件を満たしているものとする。

市の建築一式工事での格付けがAランクであること。

建設業法第27条の23の規定による最新の経営事項審査結果通知書（経営規模等評価通知書・総合評定通知書。）の総合評点が1,200点以上であること。ただし、建設を担当する企業が複数である場合、一者が1,200点以上であれば、要件を満たしているものとする。学校教育法で定める学校（小学校・中学校・高等学校等で、公立・私立を問わない。）の施設整備に関し、過去10年（平成9年4月1日以降。）の間に、延床面積7,000㎡以上の建築一式工事の元請又はJVの幹事会社（出資割合が40%以上とする。）としての施工完了実績を有すること。ただし、建設を担当する企業が複数である場合、一者が実績を有していれば、要件を満たしているものとする。

（4）維持管理企業は、次の要件を満たしていること。

維持管理企業は、維持管理業務の遂行において担当する業務遂行に必要となる資格（許認可、登録等。）を取得していること。

4. 構成員及び協力会社の制限

以下に該当する者は、応募者の構成員及び協力会社として認めないものとする。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年5月 政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
- （2）銚子市建設工事等請負業者指名停止措置要領に基づく指名停止措置を受けている者。
- （3）本事業に係るアドバイザー及びその企業と資本関係若しくは人的関係面において関連がある者（資本面又は人事面の定義は、「2. 応募者の参加要件」と同じ。）。なお、本事業に係るアドバイザーは次のとおりである。
 - ・みずほ総合研究所株式会社 東京都千代田区内幸町1-2-1 日土地内幸町ビル
 - ・株式会社梓設計 東京都品川区東品川2-1-11
 - ・西村あさひ法律事務所 東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル
- （4）参加表明書受付締切日現在、法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納している者。
- （5）経営状況が著しく悪い企業。なお、経営状況が著しく悪いとは、手形交換所による取引停止処分を受けていることを指す。
- （6）破産法（平成16年6月 法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者、会社更生法に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定により、なお、従前の例によることとされる更生事件に係る同法改正前の会社更生法（昭和27年6月 法律第172号）に基づく更生手続開始の申立てを含む。）がなされた者、民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされた者（ただし、後二者のうち、手続開始の決定後、裁判所から更生計画又は再生計画が認可され、市の審査を受けて応募資格を有すると認められた者を除く。）。

5. 参加資格確認基準日

構成員及び協力会社の参加資格要件等の確認基準日は、参加表明書の受付日とする。なお、参加資格確認後、優先交渉権者決定日までの間に、構成員又は協力会社が参加資格要件を欠くことになった場合は失格とする。

ただし、参加資格要件を満たさなくなった構成員又は協力会社が代表企業以外である場合、参加資格要件を満たさなくなった構成員又は協力会社の補充を実施するなど必要な措置を講じた上で、市と協議し、本事業を確実に履行できると市が認める場合において、当該応募者の参加資格は引き続き有効とする。

優先交渉権者決定日以降、選定事業者との事業契約の締結時（議会議決）までの間において、構成員及び協力会社が参加資格要件を欠くこととなった場合の措置も上記と同様とする。

第4 民間事業者の募集に関する事項

1. 民間事業者の募集及び選定の方法

本事業を実施する民間事業者の選定に当たっては、提案価格（市が選定事業者へ支払うサービス対価）施設整備能力及び維持管理能力等を事業者決定基準に従って、総合的に評価する公募型プロポーザル方式を採用する。

2. 募集及び選定のスケジュール

民間事業者の募集及び選定のスケジュールは、次のとおりとする。

内 容	日 程
募集要項等の公表	平成 19 年 12 月 20 日
資料説明会及び現地説明会	平成 19 年 12 月 26 日
募集要項等に関する質問・意見の受付	平成 20 年 1 月 4 日～ 1 月 10 日
募集要項等に関する質問・意見への回答の公表	平成 20 年 2 月 5 日
参加表明書及び参加資格確認申請書の受付日	平成 20 年 2 月 22 日
参加資格確認通知	平成 20 年 2 月 29 日
提案書類の受付	平成 20 年 3 月 10 日
優先交渉権者の決定及び公表	平成 20 年 4 月中旬
優先交渉権者との基本協定の締結	平成 20 年 4 月下旬
選定事業者との仮契約の締結	平成 20 年 6 月中旬
選定事業者との事業契約の締結（議会議決）	平成 20 年 7 月

3. 募集要項等に関する事項

(1) 資料説明会及び現地見学会

募集要項等に関する資料説明会及び現地説明会を次のとおり開催する。資料説明会では、業務要求水準書の別紙資料の一部につき、希望者に対して電子データを頒布する。なお、電子データの頒布は、1社につき1部のみとする。

資料説明会

- ア 開催日時：平成 19 年 12 月 26 日（水）10 時～11 時 30 分
- イ 開催場所：銚子市役所 6 階 大会議室（定員 200 名）
- ウ 所在地：銚子市若宮町 1 番地の 1

現地説明会

- ア 開催日時：平成 19 年 12 月 26 日（水）13 時～16 時
- イ 集合場所：千葉県銚子市春日町 2689 番地 銚子市立銚子高等学校 管理棟入口前

- ウ 説明内容：本施設等整備予定地の状況、既存施設の状況及び周辺環境状況並びに第2グラウンド整備予定地の立地状況等についての見学及び説明。
- エ その他：校舎内に立ち入る際は、室内履きに履き替える必要があるため、スリッパ及び靴を入れる袋などを予め各自で用意すること。

頒布する業務要求水準書別紙データについて

資料説明会において頒布予定の業務要求水準書別紙データは以下のとおりとする。

- ・別紙 3 : 第2グラウンド整備予定地(CADデータ)
- ・別紙 11-2 : 既存校舎の杭・基礎等図面
- ・別紙 13 : ボーリング図
- ・別紙 17-1 : 第2グラウンド平面図(CADデータ)
- ・別紙 22 : 吹き付けアスベスト調査結果

資料説明会及び現地説明会への参加希望者は、MS-Wordで作成した募集要項等に関する説明会・現地説明会参加申込書兼業務要求水準書別紙資料データの申込書(様式1-1)に必要事項を記入の上、電子メールにて12月25日(火)12時まで(必着)に担当事務局に申し込むこと。その際、業務要求水準書の別紙データにつき、電子データでの入手を希望する者は、参加申込書にその旨を記載すること。

申込みの際の電子メールの件名は、「PFI説明会」とすること。なお、電子メール送信後、12月25日(火)17時までに当該電子メール到着の確認に関する返信が無い場合は、速やかに担当事務局に連絡すること。

また、当日は、募集要項等の配布は行わないので市のホームページからダウンロードして各自持参すること。

担当事務局は次のとおりとする。

担当事務局

銚子市教育委員会事務局 教育部 教育総務課 教育改革推進室 担当者：高橋、佐藤

電話：0479-24-8933(直通)

FAX：0479-22-3466

E-Mail：saihen@city.choshi.chiba.jp

(2) 質問・意見の受付及び回答

募集要項等の記載内容に関する質問・意見の受付及び回答の公表を次の要領で行う。

受付期間：平成20年1月4日(金)～1月10日(木)17時必着

提出方法：質問・意見の内容を簡潔にまとめ、MS-Excelで作成した質問書(様式1-2)又は意見書(様式1-3)に記入の上、電子メールにて担当事務局に提出すること。その際、電子メールの件名は、「PFI質問」又は「PFI意見」とすること。なお、電子メール送信後、土曜、日曜を除く24時間以内に当該電子メール到

着の確認に関する返信がない場合は、速やかに担当事務局に連絡すること。

回 答：質問・意見及びそれに対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係る質問・意見に関し、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあるものと市が認めたものを除き、平成20年2月5日（火）までに市のホームページにて公表する。

質問又は意見の提出先：担当事務局

4. 参加資格確認申請

(1) 参加資格確認申請時の受付

応募希望者は、参加表明書及び資格審査に必要な書類（参加資格確認申請書）を受付日時に持参により提出しなければならない。

受付日：平成20年2月22日（金）
受付時間：9時から17時まで
受付場所：銚子市役所 6階 大会議室

(2) 参加資格確認通知

参加資格確認の結果は、(1)により申請をした者に対して、参加資格確認結果通知書の送付により通知する。

なお、本事業に参加する資格がないとされた者については、参加資格確認結果通知書にその理由を付記する。

5. 提出手続き等

(1) 提案書類の提出

応募者は、提案書類を持参にて提出すること。提出は代表企業が行うこと。

受付日：平成20年3月10日（月）
受付時間：9時から17時まで
受付場所：銚子市役所 6階 大会議室

(2) 費用の負担

提案書類の作成及び提出等、応募に関し必要な費用は、すべて応募者の負担とする。
また、応募者の提出書類については、返却しない。

(3) 著作権の帰属等

提案書類の著作権は、応募者に帰属する。

本事業での公表、展示、その他市がこの事業に関し必要と認める用途に用いる場合は、市は応募者の提案書類を無償で使用できるものとする。

(4) 応募者の複数提案の禁止

応募者は、1つの提案しか行うことができない。

(5) 提出書類の変更禁止

原則として、提案書類を含め、提出書類の変更はできない。

(6) 応募の辞退

応募者は、提案書類提出時まで、いつでも本事業への応募を辞退することができる。

応募を辞退する場合は、応募辞退届(様式3-1)を使用し、事務局まで提出すること。

6. 優先交渉権者の決定手続き等

参加資格確認審査及び提案審査の2段階に分けて実施する。詳細は事業者決定基準を参照すること。

(1) 審査委員会

最優秀提案等の選定に当たっての審査は、銚子市立銚子高等学校施設整備等事業審査委員会(以下「審査委員会」という。)において行う。

審査委員会の委員は次のとおりである。

(敬称略)

役割	氏名	所属・役職
委員長	植田和男	特定非営利活動法人 日本PFI協会 理事長
副委員長	山本明	千葉工業大学 建築都市環境学科 教授
委員	安登利幸	亜細亜大学大学院 アジア・国際経営戦略研究科 教授
委員	小川信行	千葉科学大学 危機管理学部防災システム学科 教授
委員	吉田孝至	銚子市教育委員会 委員
委員	鷺山隆志	銚子市企画部長
委員	大川貢一	銚子市総務部長
委員	宮野清	銚子市都市部長

(2) 提案内容に関するヒアリング等の実施

最優秀提案を選定するに際して、提案書を提出した応募者に対し、別途、日時及び場所を指定して、当該提案の内容に関するヒアリング等を実施する。なお、ヒアリングの実施に当たっては、提案書類及び提案書類に記載された内容をプレゼンテーション用ソフトで編集したもの

以外の追加提案等は認めないこととする。

(3) 優先交渉権者の決定

市は、審査委員会による審査結果を踏まえ、優先交渉権者を決定する。

(4) 審査講評の公表

審査の講評は、平成 20 年 4 月末日までに市ホームページにおいて公表する。

7. 契約の手続き等

(1) 基本協定の締結

市は優先交渉権者との間で、基本協定を締結する。

(2) 特別目的会社の設立

優先交渉権者の構成員は、市との仮契約の締結までに、本事業を遂行する選定事業者である特別目的会社（以下「SPC」という。）として、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定める株式会社を銚子市内に設立する。

構成員の保有する議決権は全体の 50%を超えるものとする。

代表企業は出資者の中で最大の出資を行うものとする。

SPC の株式については、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分はできないものとする。

(3) 事業契約の締結

市及びSPCは、基本協定の規定に基づき、仮契約を締結する。この仮契約は銚子市議会の議決を経た後に本契約としての効力を生ずる。

なお、議会による不承認により、SPCと契約を締結しない場合、市は次点優先交渉権者が設立するSPCと契約の締結を行うことがある。

議会による不承認により、SPCと契約を締結しない場合、SPC側が要した費用はSPCが負担することとする。

(4) 契約保証金

特定事業契約書（案）の定めによる。

(5) その他

契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

8. 提案価格について

市が選定事業者に対して支払うサービス対価の上限価格を次のとおりとする。なお、提案価格の上限は名目値で、消費税及び地方消費税並びに物価変動率を含まない。

上限価格：6,580,000,000 円

9. サービス対価の支払いについて

(1) サービス対価の構成

市は選定事業者に対して、サービス対価A、サービス対価B及びサービス対価Cを支払う。

サービス対価A及びサービス対価Bは設計・整備等の対価として支払うものであり、サービス対価Cは維持管理の対価として支払うものである。

サービス対価Aはサービス対価A1及びサービス対価A2から構成される。

サービス対価A1は臨時高等学校整備事業債及び地方債を活用して選定事業者に一括で支払うものであり、サービス対価A2はサービス対価Aからサービス対価A1を控除した金額を分割で支払うものである。

サービス対価Bは第2グラウンド整備の対価である。

サービス対価の構成、内容及び該当区分の詳細は下記のとおりである。

項目	内容		区分
サービス対価A (一括支払い分 と割賦支払い分 から成る)	本施設等整備に係る事前調査業務及びその関連業務に係る費用		A2
	設計費	・本施設設計費用	A2
		・改修活用施設設計費用	A2
		・解体設計費用	A2
	施設整備費	・管理・教室棟施設整備費用(起債対象分)	A1
		・体育館・部室棟施設整備費用(起債対象分)	A1
		・本施設等施設整備費用のうち管理・教室棟、体育館・部室棟の施設整備費用(起債対象分)を除いたもの	A2
		・備品に係る整備費用	A2
		・改修活用施設に係る改修費用	A2
	各種申請及び許認可手続業務に係る費用		A2
	工事監理	・本施設等工事監理費用	A2
		・改修活用施設に係る工事監理費用	A2
	既存施設の解体及びその関連業務に係る費用		A2
	既存備品の保管費用		A2
	その他費用	・SPC開業費用	A2
		・建中金利	A2
・融資組成手数料		A2	
・その他施設整備に関する初期投資と認められる費用		A2	
割賦手数料	割賦支払いに伴う割賦金利	A2	

項目	内容	
サービス対価 B	第 2 グラウンド整備に係る事前調査業務及びその関連業務に係る費用	
	第 2 グラウンド設計に係る費用	
	第 2 グラウンド整備に係る費用	
	第 2 グラウンド工事監理業務に係る費用	
	第 2 グラウンド整備に係る各種申請及び許認可手続き業務に係る費用	
	第 2 グラウンドの引渡し業務に係る費用	
	その他費用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建中金利 ・ その他第 2 グラウンド整備に関する初期投資と認められる費用
割賦手数料	割賦支払いに伴う割賦金利	
サービス対価 C	維持管理業務費	建築物維持管理業務に係る費用
		設備維持管理業務に係る費用
		外構維持管理業務に係る費用
		清掃業務に係る費用
		環境衛生管理業務に係る費用
	警備業務に係る費用	
	その他費用	<ul style="list-style-type: none"> ・ S P C 運営費 ・ 保険料 ・ 法人税等の法人の利益等に対して係る税金 ・ S P C の税引き後利益

(2) サービス対価の支払い方法

サービス対価 A 及びサービス対価 B

ア サービス対価 A1 の支払い手続き等

市は、臨時高等学校整備事業債及び地方債の適用範囲の決定を踏まえ、施設引渡し年度の翌年度となる平成 23 年 4 月末に支払う。起債の適用範囲は、管理・教室棟施設整備費用及び体育館・部室棟施設整備費用の 90%と想定する。

選定事業者は、平成 23 年 3 月末に請求書を提出し、市は請求書を受領した後、30 日以内にサービス対価 A1 を支払う。

なお、臨時高等学校整備事業債及び地方債の適用範囲の決定によりサービス対価 A1 の金額に変更が生じ、選定事業者の金融費用に変動が生じた場合は、合理的な範囲でその追加費用を負担する。

イ サービス対価 A2 及びサービス対価 B の支払い手続き等

サービス対価 A2 及びサービス対価 B は、施設引渡し後から、各々元金均等方式により支払うこととし、各回の元金が平準化した支払いとする。

市は全 40 回に分割して支払い、支払いは原則として 5 月と 11 月の年 2 回とする。第 1 回目の支払いは、平成 23 年 5 月とする。また、最終支払いとなる第 40 回の支払いは、サービス対価 C の最終支払い月と同じ平成 42 年 9 月とする。

選定事業者は、支払い予定月の前月末にサービス対価 A2 及びサービス対価 B の請求書

を分けて提出することとし、市は、選定事業者から請求書を受領した後、30日以内にサービス対価A2及びサービス対価Bを支払う。

ウ サービス対価A2及びサービス対価Bにかかる割賦金利の構成等

サービス対価A2及びサービス対価Bにかかる割賦金利は、基準金利と応募者提案による利鞘(スプレッド)の合計とする。

基準金利は、本施設の引渡し予定日の2銀行営業日前の午前10時現在の東京スワップレファレンスレート(TSR)として Telerate17143 ページに表示されている6ヶ月LIBORベース10年もの(円/円)の金利スワップレートをして確定するものとし、維持管理期間において、基準金利の見直しによる割賦金利改定を行う。詳細は特定事業契約書(案)別紙6を参照すること。

なお、提案に当たっての基準金利は、平成20年2月1日午前10時現在の上記基準金利スワップレートを用いること。

サービス対価C

ア 支払い方法

サービス対価Cは、施設引渡し後から事業期間終了までの間、原則として5月と11月の年2回支払うこととする。第1回目の支払いは平成23年5月とし、最終支払いである第40回の支払いは、平成42年9月とする。

なお、支払い額は、原則として第1回から第10回、第11回から第20回、第21回から第30回、第31回から第40回の区分ごとに平準化した支払いとなるよう算定する。第1回及び第40回分の支払いについては、日割り調整を行う。

回数	サービス対価支払い対象期間	サービス対価
1	平成22年8月～平成23年3月	サービス対価 $C_1 \times 8/6$
2	平成23年4月～平成23年9月	サービス対価 C_1
3	平成23年10月～平成24年3月	サービス対価 C_1
⋮	⋮	⋮
11	平成27年10月～平成28年3月	サービス対価 C_2
⋮	⋮	⋮
21	平成32年10月～平成33年3月	サービス対価 C_3
⋮	⋮	⋮
31	平成37年10月～平成38年3月	サービス対価 C_4
⋮	⋮	⋮
40	平成42年4月～平成42年7月	サービス対価 $C_4 \times 4/6$

イ 支払い手続き

市は、業務状況の確認等を行った後、選定事業者からの請求書を受領し、請求書受領日から30日以内にサービス対価を支払う。詳細は特定事業契約書(案)を参照すること。

事業終了時の支払いに当たっては、選定事業者は、市に対して請求書を提出する前に、過去20年間の業務完了届を提出し、市の確認を受ける必要がある。

ウ 対価の減額等

市は、サービス対価Cに関しては、各業務に対してモニタリングを実施し、各業務のサービス水準が事業契約等に定める条件を満たさない場合には、選定事業者に対して是正勧告を行い、対価を減額する。詳細は特定事業契約書（案）を参照のこと。

(3) サービス対価に係る消費税等の支払い方法

割賦金利分を除いた各サービス対価については、市は消費税等を加えて選定事業者を支払う。消費税率等の変更により、消費税等を変更する必要がある場合には、市は変更後の消費税率等に基づいた消費税等を選定事業者に対して支払う。

(4) 物価変動に伴う対価改定の考え方

市は、サービス対価Cに関しては、一定の水準を超える物価変動があった場合、事業契約の定めるところにより金額の変更を行う。詳細は特定事業契約書（案）を参照のこと。

10. 問い合わせ先

本事業の担当事務局は、次のとおりである。

銚子市教育委員会事務局 教育部 教育総務課 教育改革推進室 担当：高橋、佐藤

〒288-8601

銚子市若宮町1番地の1

電話：0479-24-8933（直通）

F A X：0479-22-3466

E-Mail：saihen@city.choshi.chiba.jp